

## 第8回社会保障改革に関する集中検討会議議事要旨

開催日時：平成23年5月23日(月) 18:00～20:00

場 所：官邸4階大会議室

出席者：

(政府・与党)

菅	直人	内閣総理大臣(議長)
与謝野	馨	社会保障・税一体改革担当大臣(議長補佐)
枝野	幸男	内閣官房長官
片山	善博	総務大臣
野田	佳彦	財務大臣
細川	律夫	厚生労働大臣
玄葉	光一郎	国家戦略担当大臣
仙谷	由人	内閣官房副長官、民主党社会保障と税の抜本改革調査会長
福山	哲郎	内閣官房副長官
藤井	裕久	内閣総理大臣補佐官
大塚	耕平	厚生労働副大臣
亀井	亜紀子	国民新党政務調査会長

(有識者)

岡村	正	日本商工会議所会頭
古賀	伸明	日本労働組合総連合会会長
清家	篤	慶應義塾長
成田	豊	電通名誉相談役
堀田	力	さわやか福祉財団理事長
峰崎	直樹	内閣官房参与
宮島	香澄	日本テレビ解説委員
矢崎	義雄	独立行政法人国立病院機構理事長
柳澤	伯夫	城西国際大学学長
吉川	洋	東京大学大学院経済学研究科教授
渡辺	捷昭	トヨタ自動車株式会社代表取締役副会長

### 概要

(与謝野議長補佐) ただいまより「社会保障改革に関する集中検討会議」を開催する。

本日は厚生労働省案に基づく議論の最終回として、年金、貧困・格差、低所得者の分野について御討議いただく。後半は、いよいよ社会保障改革試案のまとめを視野に入れた総括討議に移る。また、社会保障財源の確保と税制抜本改革についても議論を行いたい。

それでは、早速、厚生労働省案を議論したい。まず、大塚厚生労働副大臣から資料を御説明いただく。

## ○年金、貧困・格差、低所得者対策について

(大塚厚生労働副大臣) 細川大臣が国会関係で少し遅参するので、代わって御報告申し上げたい。

まず資料1-1に沿って、年金について考え方を御説明申し上げたい。

1ページには、現行の年金制度の様々な問題が①～⑤と列挙している。こうした課題に対処するために、「①働き方・ライフコースの選択に影響を与えない一元的な制度」、「②最低保障機能を有し、高齢者の防貧・救貧機能が強化された制度」、「③国民から信頼され、財政的にも安定した制度」を目指す必要があると整理している。

その上で、2ページに改革案の具体的なポイントとして、「新しい年金制度の骨格」と「現行制度の改善」について記している。ここで別紙をご覧いただきたい。左から右に時間軸が推移している概念図であるが、現行制度と新制度が最大40年ぐらい併存するという時間的推移を表している。したがって、最低保障年金が完全な形で導入されるのは移行期間経過後であり、その間は現行制度と新制度が併存するというのが一つのイメージである。実際にそうするかどうかはもちろんこれからの議論の結果で決まってくる。

その下に、「現新制度の共存・融合の合理性」という図がある。極めて単純化して図にすると、左側のように現行は3つの制度になっているが、昨今議論されている基礎年金部分のクロバック制度が導入されると、すでに示してきた新しい年金制度に似通ったものになるということを表している。

したがって、2ページに戻ると、新しい年金制度は所得比例年金と最低保障年金の2つのパーツから構成されるものとするのが骨格であるが、一方、新制度と現行制度はかなりの期間、併存するので、現行制度の諸問題についても改善をしなければいけないことから、いくつかの点を列挙している。

3ページには現行の年金制度の課題を記述している。これらの課題に対する解決の方向性として、4ページの中央に「国民的合意・環境整備の必要性」を挙げており、この内容が非常に重要である。すなわち、移行期間の間にまた変更ということは大混乱になるので、今の年金制度を抜本的に新しい年金制度に改めるためには、国民的な合意が必要である。自営業者を含む一元的な制度を実現するためには、①社会保障・税に関わる番号制度の導入・定着、②歳入庁創設等、税と社会保険料を一体徴収する体制の構築、③所得捕捉問題に対する国民の納得感の醸成、に取り組む必要があると整理している。

5ページは、民主党で議論が進んでいる新しい年金制度の骨格である。与党で今、議論されている最中であるので、今日はこの新しい年金制度の骨格を詳細には御説明しない。ただ、別紙の右下の図のクロバックを導入した後の基礎年金部分を三角形の上にひっくり返して乗せると5ページの右下にある図とかなり近いものになってくる。現行制度を一本化した上でクロバックを導入することが、新しい年金制度へのバイパス的イメージであることを御理解いただきたい。

6 ページ以降には、現行の年金制度の改善点を列挙している。ポイントだけ説明する。

6 ページは、厚生年金の適用対象の拡大についてである。特に「<改革の方向性>」に短時間労働者も厚生年金の対象にすると書いている。ちなみに、6 ページの一番右下に「1 週間の所定労働時間を 20 時間以上とする等」と書いているが、雇用保険がこのような基準になっているので、年金についても雇用保険など他の社会保障制度と平仄を合わせるのも 1 つの考え方だという意味で、括弧に入れて記述している。

7 ページは、第 3 号被保険者制度についてである。まだ第 3 号被保険者記録の不整合問題については、最終的にどのような決着になるか決まっていないが、こうした問題も、第 3 号被保険者という制度そのものも、現行制度の抱えている構造問題であるので、見直さなければいけない。

9 ページは在職老齢年金制度についてである。年金給付対象になって、なおかつ所得があると、年金が減額される。この勤労インセンティブを削ぐような現行制度は、見直す必要があるということで、「<改革の方向性>」に示したように、「60 歳代前半の者に係る在職老齢年金制度について、調整を行う限度額を引き上げ」などの改革を行う必要があると考えている。

10 ページは「育児期間中の者に係る配慮措置の拡充」についてである。育児休業期間は現在も厚生年金の保険料が免除されているが、産前・産後の期間中も対象とするよう拡充することが必要という問題意識で取り上げている。

11 ページは、被用者年金の一元化についてである。再び別紙をご覧くださいと、現行制度は国民年金、厚生年金、共済年金と 3 つに分かれているが、一足飛びに一元化するのではなく、まず厚生年金と共済年金の一元化が必要ではないかということを書いている。

12 ページには受給資格期間の問題を取り上げている。低年金や無年金の方々、特に無年金の方々をどうするかという観点から、受給資格期間を現行の 25 年から短縮する必要があるのではないかということを書いた。「<改革の方向性>」に盛り込んだ。

14 ページは、低所得者への加算についてである。老齢基礎年金の満額は月額約 6.6 万円であるが、実際の平均受給額は月額 5.4 万円であるので、「<改革の方向性>」に書いているように、基礎年金額を定額または定率で加算して支給する制度を検討する必要があると考えている。

その一方、16 ページについてであるが、高所得者には年金額について一定の配慮をいただかなくてはならないと思っている。年金制度の持続可能性の観点からも、今、申し上げた低所得者への加算など最低保障機能の強化策の検討と併せて、高所得者の老齢基礎年金について、その一部を調整する制度を設けることを検討してはどうかということをお示ししている。

18 ページについてであるが、負担の能力に応じた対応を図らなくてはならないのではないかの観点から、標準報酬の上限を引き上げる必要があると考えている。下の参考の表をご覧くださいと、年金については上限額が平成 12 年に 62 万円に定まったところで止まっている。つまり 100 万円以上所得がある方でも標準報酬月額が 62 万円に止まっているということである。一方、健康保険については上限は 121 万円であるので、こ

のような点の平仄もとる必要があると考えている。

一方、標準報酬の上限引上げや高所得者の年金額の見直しは、高所得者への負担ばかりであるので、当然、標準報酬月額が上がれば、それに見合っただけで給付も増えることは考えなくてはならないと思っている。

以上の様々な個別の問題を改善し、かつ、19 ページにあるように年金財政の持続可能性を確保する、高めなければならないというのが一番基本になる問題である。年金財政の持続可能性を高めるための手段は基本的には限られていて、①保険料を引き上げる。②公的負担、つまり国庫負担を引き上げる。③支給開始年齢を引き上げることで給付費を抑える。④マクロ経済スライドの導入。これは平成 16 年の改正で導入をされているが、デフレ下では適用されない制度になっているので見直しが必要である。

更には現状で百数十兆円ある積立金をどのように活用していくのか。しかし、これは早く使い過ぎると、法に定める 100 年後の 1 年間の給付見合いの積立金という義務を果たせなくなるので、そうした財政計算をしっかりと行わなくてはならない。

基礎年金の国庫負担を増やすことによって持続可能性を維持することを 20～21 ページに示している。国庫負担は基礎年金の 2 分の 1 までという大きな方針が掲げられているが、今回の 1 次補正予算でも、その 2 分の 1 国庫負担までの部分を震災の復旧財源に充てている。これをどうするかについては、21 ページの参考 4 のとおり、「平成 23 年第 1 次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、平成 23 年度第 2 次補正予算の編成の際にその見直しも含め検討を行う。」あるいは「年金財政に対する信頼を確保するためにも、社会保障改革と税制改革の一体検討は必須の課題であり、政府・与党は、実行可能な案を可及的速やかかつ明確に示し、国民の理解を求める。」と合意されている。今後の年金改革や社会保障と税の一体改革の中で、この 2 分の 1 国庫負担についても議論されるものと思う。

22 ページには支給開始年齢の問題を取り上げている。支給開始年齢は国際比較すると、それほど低過ぎるわけでもないが、年金財政の持続可能性の観点からどのようにしていくかは重要な問題である。

24 ページには、マクロ経済スライドのデフレ下での運用のあり方について整理している。これも御議論いただきたい。25 ページに概念図を示している。

最後に、26 ページに「年金制度を支える業務運営・システムの改善」について示している。「①日本年金機構の業務処理体制の在り方」の「＜取組の方向性＞」に、「より一層の業務の標準化・徹底を図る」と書いており、旧社会保険庁、現在の日本年金機構は事務所ごとに業務処理の運営の仕方がきちんと標準化されていなかったことなども、今日の大きな問題につながっている。

④にオンラインシステムについて書いているが、現在の年金制度のシステムは残念ながら国のシステムという形にはなっていない。この所有権はベンターが持っていて、このシステムをこれから 100 年間も更に使い続けるのか、やはりこういったシステム面のあり方も見直さなければ、簡素で効率的な年金システムにはなかなか得ないと考えている。

27 ページについては、こうした改革を行うには当然費用がかかるわけであるが、その

中には財政的なコストという意味もあるが、システムや業務を運営するという意味におけるコストもかかるので、そうした検討も一緒に行わなくてはならない。

なお、厚生労働省の中では、年金局に対して、「制度、業務処理、システムの3点がセットになって初めて年金制度はきっちり運営される。制度ばかり厚生労働省がつくっても、現場の業務処理とシステムがきっちりマネジメントできていなければ、問題は解決されない。」ということを最近は徹底している。その方向で御議論いただければ幸いである。

資料1-2の説明は省略し、資料2で貧困・格差問題、低所得者対策について概要を御説明申し上げる。

1ページには、「基本的考え方」に、失業時の生計維持を助ける雇用保険制度（第一のセーフティネット）、それでも対応し切れないケースで速やかな再就職支援を行う第二のセーフティネット、更に最後のセーフティネットとして生活保護制度がある、と記述している。このように3段階のセーフティネットをしっかりと整備することで、貧困・格差、低所得者対策を行っていききたいという趣旨である。

4ページでは雇用保険と求職者支援制度について記述している。第一、第二、第三のセーフティネットそれぞれに相応の整備がなされているが、改善が必要なところは早く改善をしなくてはならないという意味で、何点か整理をしている。

4ページの雇用保険と求職者支援制度については、本来の国庫負担割合を現在、縮減をしているので、これを早く本来の国庫負担割合に戻すことが第一歩である。更には、求職者支援制度は費用負担のあり方を速やかに検討することが求められており、公的負担をしていくべきとの趣旨の厚生労働省の考え方をお示ししている。

6ページについては、地域の支え合いが共助、社会保障の大変重要な要素であることを今回の大震災を受けて改めて再認識させられているわけであるので、地域の支え合いの基盤となる体制の強化が必要であるということをお示ししている。このあり方については様々な議論があると思うので、是非この場で御意見をいただきたい。

7ページ以降が最後のセーフティネットである生活保護のあり方についてである。生活保護の状況については、昨今受給者が増え続けているが、8ページの表をご覧くださいと、かつては「母子世帯」、「高齢者世帯」、「傷病・障害者世帯」が、生活保護全体の中でのウェイトが大変高かったのであるが、最近では「その他の世帯」、つまり若年層や勤労世帯における経済的不況に伴う生活保護の受給が、大変増えていることをお示ししている。

そのような中で、生活保護は充実だけしていけばいいのかということ、必ずしもそうではないということを11ページに整理している。稼働能力のある生活保護受給者が急増している状況に対して、再就職支援と併せて、早く生活保護から抜け出いただく対策が必要である。

2番目に子どもの貧困連鎖については、生活保護世帯になると、その子どもも同じような境遇になっていく確率が高いので、教育問題などとも絡めて対策が必要である。

医療や住居等を取り巻く生活保護受給に係る不正行為が相当ある。これは貧困ビジネスという形で様々なことが起きている。例えば生活保護受給者は医療については基本的

に自己負担がないので、様々な不正行為が起きる。

また、生活保護基準の妥当性の観点から、生活保護に伴う事実上の給付は、見た目以上に大きくなっていることも含めて、保護基準と年金制度や最低賃金とのバランスが悪くなっている点も踏まえて、整合性をつけなくてはならない。

16 ページには、貧困・格差問題を議論する上でベンチマークとなるデータ、基準を明確にしていかななくてはならないという意味で、いくつかのアプローチをお示ししている。これは国際機関の基準なども参考にしながら、何を基に見ていけばいいのかということ、政策判断する上で共有していかななくてはならないという観点から、御議論いただきたい。

17 ページには生活保護を受給し続けた場合と就業した場合のプラスとマイナスの面をお示ししている。生活保護に至らず就労していただくことは、その結果として納付される社会保険料や税金も増えるというプラスの面もあるので、生活保護を受給し続けた場合と就業した場合の社会保障等に与える影響について、極めて大ざっぱな、大胆な前提を置いた上での試算をしている。

最後に、低所得者対策として 20 ページに 2 つの具体的提案をしている。1 つは社会保障に関わる自己負担の合計額に上限を設けるという、総合合算制度を設けてはどうかという提案である。制度の詳細については様々な議論があろうかと思うが、やはり医療・介護・保育・障害等に関わる様々な制度が複雑になっているがゆえに、トータルとしての自己負担がわかりにくくなっている。もう一つは高額療養費制度の見直し。この 2 つについては低所得者対策として取り組むべき優先度の高い懸案と認識している。

以下、21～22 ページではそのことについて説明し、23 ページ以降は社会保障制度における低所得者対策の現状を、医療保険あるいは年金等について制度ごとに整理している。

## ○討議

(与謝野議長補佐) まず貧困・格差、低所得者対策の分野に関する討議を行う。

(吉川委員) 番号制度を導入した上で高額療養費制度を合理的なものにする、使い勝手のいいものにするは大賛成である。それは結果として低所得者対策になる面もあると思うが、高額療養費制度の合理化・重点化そのものは、低所得者に限ったことではないのではないか。いわゆる中以上のサラリーマン、場合によっては高所得者にとっても、医療・介護保険の中での高額療養費制度こそが保険、インシュアランスとしての柱になっているはずだ。提案されていることと矛盾するのではないが、低所得者対策だけと言うとやや違和感があるという点だけ指摘させていただきたい。

(古賀委員) 今回の年金制度、貧困・格差、低所得者対策については様々な観点があるので、本日は意見書を提出している。個々の項目については、その資料を御参照いただきたいが、ここでは大きく 3 点について意見提起する。

私の意見書の 3 ページの後段「貧困・格差の是正、低所得者対策について」のところに書いてあるが、「就労支援を軸とした重層的セーフティネットの確立」は極めて重要なことである。第 1 ネット、第 2 ネット、第 3 ネットによる重層的かつランポリン型

のセーフティネットの確立が必要である。加えて、特に母子家庭あるいは障害者雇用についても決して見過ごしてはいけない。

2点目は「雇用保険制度と求職者支援制度の充実・安定運営」についてである。雇用のセーフティネットは、まさに将来にわたる社会的投資だと考える必要がある。しかし、残念ながら我が国の雇用政策に対する政府支出は、EU諸国に比べて極めて少ないのが現状である。その認識に立って、この雇用保険制度と求職者支援制度の安定運営を確保するためには、速やかに雇用保険の国庫負担の本則復帰、求職者支援制度の全額国庫負担を実現しなければならない。

最後に「低所得者対策について」に関してであるが、住宅に関するセーフティネットというもの日本ではあまり取り上げてこられなかった。住宅は生活・就労の基盤であるから、意見書では4ページの最後に書いているように、住宅セーフティネットの確立ということも全体的な社会保障制度を考える上で、必ず頭に入れておく必要があるのではないか。

(柳澤委員) 求職者支援というのは、職業訓練も公費でやり、支援も公費でやる。これは非常にモラルハザードが起きやすい状況に人々を置くことになるので、この採用に当たっては、よほどよく考えた制度にしないと制度自身が批判に答えられないものになってしまう。

社会保障制度とは違うが、インキュベーションによる起業の支援という政策がかつてあった。インキュベーションである程度公費支援するが、その起業のために一生懸命開発をやっている人の生活費はどうか、という問題が実は同じようにある。インキュベーションを本当に実効あらしめるためには、生活費も面倒を見てやらなければいけないのではないか。私が調査した限り、イスラエルがそこに気がついて、そういうことをやった。しかし、これも結局モラルハザードが起きて、制度そのものが破綻してしまった。

求職者支援はこれに非常に似ている。サービスそのものも公費負担でやるし、そのサービスを使用する間の生活費も公費で手当てしようということで、いい制度だが、維持できないという難しさを持っている。よくよく考えていただければと思う。いい制度であるということは私もそのとおりだと思う。

(峰崎委員) 生活保護についてであるが、生活保護を受けている人が働くとなら生活保護の枠の中で全部とられてしまうため、働くインセンティブを阻害している面があるのではないかと、という指摘を受けてきた。その点は、生活保護を受けている人で働きながら自立していこうとしている人にある程度インセンティブを与えていくように改革していく。在職老齢年金についても同じような問題があるのだろうと思う。そういった制度の持っている弊害を改革していく必要があるのではないかと。

(柳澤委員) 生活保護世帯の高校生がアルバイトすると生活保護の手当が減額になってしまうという問題である。

(清水厚生労働省社会・援護局長) 確かに、基本的考え方としては、すべての収入分を保護費から減額するが、勤労収入に関してはインセンティブの問題があるので、勤労控除として一部は手元に残る形に工夫している。

(大塚厚生労働副大臣) 吉川委員の御指摘についてコメントさせていただく。確かに、高額療養費制度を低所得者対策だけに使うかどうかは、保険というものをどう考えるかという、社会保障制度の根幹に係る御指摘であると思う。つまり、現行の日本の医療保険制度は、それほど重くない病気でもすべてリスクを分散し合うようにしているわけであるが、保険というものは大きなリスクを分散してお互いにリスクをカバーし合うという観点に立てば、特に重篤な病気になったときのための高額療養費制度というのは、実は所得の階層とは関係のない話であろうかと思う。

したがって、御指摘の意味は非常によくわかるし、それは医療にかかわらず保険というものをどういうリスクを分散するために使おうとしているのかという根幹的な問題ではないかと思う。

(吉川委員) もう一つは、保険ということからして、給付と負担の両にらみという観点が大変である。負担をいくらでもするというのはあれば給付も厚くできる。しかし、負担の方に限りがあれば給付の方も工夫する。その際に優先順位をどこに置くかということ、保険であればビッグリスクファースト、スモールリスクセカンドというのが合理的ということである。

(堀田委員) 第2のセーフティネットとしての就労支援対策について2点申し上げたい。

これは今のようなやり方ではモラルハザードを起こすおそれがあると思うので、相当よく考えてやらなければいけない。一つは、単に就労を支援するというのではなく、本人の能力を活かす。障がい者であれ誰であれ、仮に企業側の就労の基準に合わなかったとしても、様々な能力を持っている。その能力を活かすような職場を社会全体で開発して、そこで能力を活かすという発想に立った就労支援の方法を考えなければいけないのではなかろうか。

もう一つは、就労支援という場合に営利事業の就労だけを考えるのではなく、非営利事業の中にも様々な就労の場があり、ここでは非常に多様な能力を活かすことができる。この両者の間を行ったり来たりしながら、場合によって営利事業に就業できない場合も、非営利事業の中でその能力を活かしながらまた元気を取り戻して営利事業の方に戻るといって、社会全体として柔軟な対応の仕方を考える必要があるのではなかろうか。

(与謝野議長補佐) 年金分野に移りたい。

(清家委員) 大塚副大臣が説明された厚生労働省からの提案は非常に高く評価すべきものだと思う。

年金や医療、介護、その他の福祉でも、大切なのはそれを支える現役世代の活力が基本だという視点を以前から申し上げている。その観点から言うと、全体として高齢者3経費から若者世代の支援に資源をシフトさせるということについては、例えば先ほど御説明があった育児期間中の者に関する配慮等はその一例だと思うし、貧困対策の一つとして説明された職業訓練や就労支援も実は貧困対策に限らない話であって、現役世代の能力を限りなく高めてそれを活かすという点から重要な政策である。

もう一つ重要なのが、働き方に対して中立的な制度にするということで、特に年金制度について言えば、第3号被保険者制度の見直し、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、在職高齢年金制度の見直しはすべて、年金制度が働き方に影響を与えない、特



にもっと働きたい人を阻害しないという非常に大切なポイントを含んでいる。現役世代の生産性を高め、そしてその人たちの能力を最大限に活用するという視点から、一本筋の通った年金制度改革案が提示されたと考えており、高く評価したい。

その上で、1点だけ注文であるが、資料1-1では22ページ以降で説明されているが、現役世代の活力をより高める観点から、現役期間を伸ばす、すなわち年金の支給開始年齢を引き上げることも同じように大切な柱として取り上げていただきたい。

資料1-1の22ページに示されているように、フランスを除けば既に国際基準は65歳支給になっていて、しかもアメリカは67歳に引き上げる途中、イギリスも68歳に、ドイツも67歳に引き上げようとしている。スウェーデンは61歳以降支給となっているが、スウェーデンの場合も満額、つまり標準支給開始年齢は65歳であるから、多くの国で65歳が標準になっており、なおかつそれよりも更に支給開始年齢を引き上げようとしている。

日本はここに挙げられている国よりもさらに高齢人口比率が高くなっていくし、また、平均寿命も長いわけであるから、日本において年金支給開始年齢を引き上げる形で年金制度の重点化を行うことは避けて通れない、あるいは必要なことである。

マクロ経済スライドの見直しはある程度必要かと思うが、むしろ年金が本来持っている意味から言えば、本当に年金でしか生活できなくなったときには、尊厳のある生活ができるだけの年金の給付水準がなければおかしいわけであり、その意味では年金の給付水準を削ることよりは、むしろ支給開始年齢を引き上げることによって本当に年金でしか生活できなくなったときの年金がしっかりと給付されるようにすることが大切である。

その観点から言えば、支給開始年齢は65歳から少しずつ他の国と同じように引き上げていく。日本の場合には高齢化がもっと進むわけであるから、場合によっては70歳ぐらいまで引き上げることはあっていいし、保険原理、つまり年金が予想外の長寿というリスクに対する保険であるという観点から言った場合に、今、65歳というのが予想外の長寿とはどう考えても言えないわけであるから、その観点からやはり支給開始年齢を保険原理に従って引き上げていくことは理にかなっている。

ただ、70歳まで引き上げることになると、雇用との接続をどうするのかという議論も出てくるので、私は長期的には70歳ぐらいまでの引上げを是非検討するべきだと思うが、少なくとも今回の改革案の中で具体的に引き上げていただきたいのは、既に行うこととなっている65歳までの引上げを早めることである。報酬比例部分の65歳への引上げが、男性は2025年度までに、女性は2030年度までにとなっているが、実は2030年はもう65歳以上の人口比率が総人口の3人に1人を占めるようになる時期であるから、これはいかにも遅すぎる。確か前回、宮島委員もこのような年金の制度変化も結局は今の若い人が影響を受けることになるというお話をされたが、確かにそのとおりである。そうではなくて、65歳への引上げのペースをもっと早くする。これは法律の改正が必要であるが、例えば報酬比例部分の65歳までの引上げを3年おきにはなくて1年おきにすれば2017年ぐらいにはそれが実現するわけであるから、そうすれば、団塊の世代には間に合わないが、例えばちょうど私と同じぐらいの、団塊の世代の後の1950年代

の半ばに生まれた世代はそういう形で若者世代のための負担軽減に貢献することもできる。その点について厚生労働省においては、具体的なシミュレーションをできれば次回ぐらいまでに行っていただきたい。そして今回の報告の中の具体的な項目として、すでに行うことになっており、なおかつ世界基準でもある支給開始年齢の 65 歳への引上げを、速やかに行うということだけでも、入れていただきたい。

なお、そのことに関してもう一点付け加えると、在職老齢年金制度の見直しについては厚生労働省案のとおりで、我々自身の研究からも在職老齢年金が就労を抑制することが繰り返し確認されているので、是非見直しを行う必要がある。ただ、実は支給開始年齢を引き上げれば、その年齢まではもうディスインセンティブ効果はもともと発生しないことになるので、そういう意味からも支給開始年齢の引上げを具体的に検討すべきであり、今回の報告書の中には是非盛り込んでいただきたい。

(宮島委員) 前々回の私の発言が、もしも支給開始年齢を遅らせることをやめた方がいいというように伝わったとしたら、もちろんそうではなく、今の 40 代から下の世代だけにしわ寄せがいくような形ではなく、逆に言うと、本当に一刻も早くできるところを早い段階から引き上げるならば引き上げていただきたいという意味である。

今回出された案の中でかなり様々な給付の機能強化が示されているが、若干違和感があるのは、在職老齢年金の見直し案に関してである。これは 60～65 歳まで意欲を持って働いていただきたいことそのものは本当にわかるが、その少し下の世代からは年金の支給を 65 歳からにする、つまり、60～65 歳までにはゼロにするという施策を進めながら、現在の 60～65 歳に対しては今より手厚い年金を給付するという、何となく逆の方向に見えるような違和感がある。

本当に就労促進そのものを否定するわけではないが、60～65 歳までに必要なのは、むしろ雇用の受け皿ではないか。実際には働きたい人はもうどんどん職を求めている、本当に困っている人はたとえ年金が少しぐらい削られようが働いているし、意欲を促進しなくても今頑張っている。就労は望ましいと思いつつも、今の財政状況の中でこの見直しの優先順位は低いのではないかと、改革全体の中で方向性が違うのではないかという思いを持った。

全体に関してであるが、年金に関しては中長期で抜本的な改革を考えながらも、まず現行制度の必要な修正は行っていくということは、現実的な対応だと思う。年金制度で一番の不安の元は、とにかく持続可能なのか、若い世代が支え続けられるのか、ということだと思うので、高齢者にも安心してもらうためには、機能強化や負担増だけではなく、持続性のための給付抑制がバランスとして非常に大事である。現状、機能強化の数字に関しては、比較的明確に示されているが、機能強化した分をどこで帳尻を合わせるのか。給付抑制に関してももう少し具体的な提示がないと、そうでなくても高齢化で拡大している給付が、更に拡大するのではないかという不安を感じる。年金というのは、医療や介護に比べると、純粋なお金のやりとりであり、最大の問題はそのバランスであるので、できるだけ数値を伴った議論を早くしたいと思っている。

デフレ下のマクロスライドの実施の必要性は何度も申し上げていて、これは年金がごくわずかになる方には手当が必要なのかもしれないが、現状、明らかに 2004 年改革

のときの想定よりも年金の財政が悪くなっていることは直視すべきである。

低年金の人に手当てをすることは方向として賛成であるが、「資産があって生活に十分余裕があるが年金額は低い人」がどのくらい含まれるのか気になる。現状では資産を査定するのは非常に難しいと思うが、余裕がある高齢者に更に給付が行くことはできるだけ避けるべきで、将来的に番号制度の確立とともに、税制などからの対処も必要だと思う。高額所得者の給付の抑制と低年金者への手当てがそれぞれ財政的にどのくらい影響するのかは詰めた検討が必要である。

非正規労働者への厚生年金の適用拡大に関しては非常に賛成で、この拡大によって問題となっている第3号被保険者の問題も縮小することを期待している。ただこれを拡大しても、サラリーマンの被扶養者かどうかの分かれ目となる収入130万円の壁がまだ残ると思う。結局、この130万円の壁がそれより多く働くと手取りが減ると思わせてしまっていて、このことが女性や非正規労働者の賃金水準を抑える影響を持ってしまっていることはなお問題として残る。これが結果的に母子家庭の貧困にもつながっているのではないか。十分責任を持って働いて、もっと収入を得て当然と思われる非正規労働者の人でも、かなり賃金や仕事が抑えられている現状を考えると、この130万円の壁を今後どうしていくのか、壁がそもそも賃金の抑制効果を持ってしまっていることをどう考えるのか、今後検討が必要である。

(柳澤委員) 簡潔に申し上げる。資料1-1の4ページであるが、「課題に対する解決の方向性」ということであり、緩やかな表現が使われているので、あまりこだわる必要がないのかとも思うが、やはり確認的に発言させていただきたい。

まず第1に、「新しい年金制度の方向性」において、すべての職種で所得が同じならば同じ保険料、と簡単に言われているが、一元化の最大の問題は保険料の問題だということ強く認識すべきである。

その場合、自営業者の所得は勤労所得の部分と資本所得の部分で混然一体となっている。それについて、我々は税の観点から随分様々な学者に調査してもらったが、大数的には、例えば所得が100あったとすれば50が資本性の所得、50が勤労性の所得と割りきっていいのではないかという議論がある。年金というのは、勤労性の所得が得られなくなったときの保障・保険という面があるとするならば、自営業者の所得については大雑把に言えば2分の1にして同じ保険料率をかけて負担の軽減を図ることが解決の道ではないか。

その場合に、これはみなし積立であるから、低い保険料を積み立てていけば給付される年金はそれだけ少ないわけであり、それをどう評価するかは最低保障年金等の問題として解決するのが実際的な解決の方途ではないかと考える。

次に、4ページの「環境整備の必要性」のところ、一元的な制度を実現するための環境整備として、①②③と明確に書かれているが、それぞれに問題があって、どうも環境整備ができない限り一元化はしないというのは、得てして先延ばしのエクスキューズに使われやすいということを非常に懸念する。

番号制度についても、年金をみなし積立と割り切れれば、所得をごまかして低い保険料しか払わなければそれだけ給付が減るわけであるから、言葉は過ぎるかもしれないが、

それは自業自得であり、最低保障年金まで受給しようとするということについては、きちんと調査をすればいい。番号制度の必要性は、そのように限界的な問題であると思っていて、全部一律に番号制度を制度化しない限り一元化は無理だというのは、どうも先延ばしの口実との懸念を持つ。

同じように、歳入庁の創設についても、国税庁と社会保険庁を一緒にすることにはかなり議論があつて、それを一刀両断であつさり歳入庁の創設が前提条件であるとするということについても納得できない点があるので、御考慮をお願いします。

(岡村委員) まず、年金の問題について3点の質問と要望を申し上げて、最後に議論の進め方について一言だけ申し上げたい。

まず、所得比例年金を基本として補足給付である最低保障年金を設けるという御説明があつたが、最低保障年金を受給する人にも社会保険料を多く支払っている人とそうでない人が併存している状況で、公平性という観点をこれからどう考えていけばいいのか。

最低保障機能を強化する一方で、最低保障年金の対象にならないいわゆる中所得者以上の人が支払う保険料や給付額は現行制度と比べてどのように変わるのか、持続可能性を確保するためにどのように給付と負担のバランスを変えようとしているのか、財源との関係で全体像を示していただきたい。

2点目は、マクロ経済スライドの実施と年金支給開始年齢の引上げについて検討するとあるが、是非具体的な成案に盛り込んでいただきたい。財政バランスや収支改善についても試算をお願いしたい。

3点目は、非正規労働者への厚生年金、健康保険の適用拡大についてであるが、非正規労働者といつても具体的にどのような人たちを対象にして拡大するのかを明らかにしていただきたいことと、企業規模や所得水準によって対象範囲を限定する考えがあるのかどうかも伺いたい。全体の収支バランスや事業主負担、賃金、雇用への影響等も試算とともに明らかにした上で慎重に検討していただきたい。

最後に進め方についてであるが、今日、具体的な個別項目について総理から指示があると報道があつた。もしそうだとすると、この会議がまだ審議中の段階で個別の項目について指示が出されることについては、違和感を感じている。

(古賀委員) 意見書を出しているのので、個別課題についてはこれを御参照いただきたい。

4点簡潔に申し上げたい。

1点目は、年金の改革は長期間の経過措置が必要となる。そうすると、やはり改革の将来展望をきちんと示して、具体的なプロセスを明確に国民に示すことが非常に重要ではないか。

2点目は、まず厚生年金と共済年金の被用者年金の一元化を図り、その中で非正規雇用労働者の被用者年金への適用拡大を着実に実現していく必要がある。

3点目は、基礎年金国庫負担2分の1の財源確保についてである。2分の1の国庫負担が崩れると、言い方は非常に悪いが、労使の保険料を食いつぶしていくことになる。このことが本当にいいのかどうかを考えると、当然のことながら国庫負担2分の1の財源確保は明確にしなければならないのではないか。

最後に、支給開始年齢の引上げについては、雇用との接続は極めて重要なことである。

高齢者雇用安定法もあるが、本人の希望だけで雇用が継続されるわけではないことも含めて考えれば、支給開始年齢と雇用の接続について十分な検討が必要であることを申し上げておきたい。

(吉川委員) いくつか指摘させていただく。

1つは、最低保障年金についてであるが、税でファイナンスする最低保障年金の場合、生活保護との関係で、考え方、基本給付水準、その他の調整が必要である。

2番目は、現状で社会保障、財政が持続可能になっていない中で社会保障の機能強化も必要だとすると、歳入増を図るといっても限界がある。給付と負担両にらみで、どうしても給付についても効率化する必要があることを毎回指摘している。資料1-1の27ページに、「効率化・重点化要素」として「高所得者の年金給付の見直し」、「デフレ経済下のマクロ経済スライド」、「支給開始年齢」とはっきり書かれている。こうしたものは避けて通れないことであり、今後真剣に議論していかなければいけない。

最後に、デフレ経済下でもマクロ経済スライドを発動するののかということや、生活保護者が増えていること、あるいは経済力がないために年金が未納になっている人がいるといった問題に対しては、厚生労働省の守備範囲外の問題だと思うが、最大の特効薬は経済成長だということを厚生労働省というよりは政府として常に押さえておいていただきたい。

(峰崎委員) 2点申し上げたい。1点目は、19ページの「年金財政の持続可能性」というところに①～⑤まで指摘されていることがあるが、中長期的に考えたときに、いわゆる支え手をどうやって増やしていくのが抜けているのではないか。つまり少子化自体を「静かな有事」とであるというとならえ方が必要ではないか。

少子化の克服と支え手の確保をきちんと連動させながら、少子化対策が進まなければ財政的な負担が増えるというリンケージを考えないといけない時代に入っているのではないか。

私も前の財務副大臣時代に、社会保障財源の重要性を、やはりそれは将来的には支え手をいかに増やし、将来の中長期的な時間軸で考えて、支え手とのリンケージを財政にきちんと義務付けるということが考えられていいのではないかと思う。あるいは移民の問題なども当然出てくるのかもしれない。

もう一点は、昨年度末に韓国に番号制度の調査に行ってきた。韓国は番号制度が非常に進んでいて、ほとんどの商取引を全部、番号を利用させようとしているが、75%ぐらいまでは所得を補足しているが、どうしても完璧にはできないと言っていた。

すなわち、自営業者の所得と被用者の所得は性格が違うと思っていて、どうしてもそれを一緒にすることについて、一つは、自営業者が所得比例年金を望んでいるのか。保険料を半分ぐらいにするという暫定措置を入れるとしても、今、定額で納めているよりも何倍も払わなければいけないことを、本当に自営業者が望んでいるのだろうか。最低保障年金の中で所得が低い自営業者のウェイトが高くなっていくと、サラリーマン層と自営業者との間のギャップのようなものが生まれてきやしないかと思う。将来的な像を描くときには、そういった点もしっかりと見据えて考えなければいけないのではないか。

(堀田委員) 私も少子化の中での年金の持続可能性が一番の問題であると思うが、どうし

てそれが今、大変問題なのか。これは団塊の世代が膨らんでいて下の世代が大変だから、持続可能性が問題になるということである。団塊の世代が抜けてしまって、大体各年代の人数が等しくなると、長生きする期間も大体決まってくると、年金はどんな制度であろうと持続可能になる。いずれはそういう姿になると思うが、そこになるまでの間をどう我慢して、どう工夫していくか。そこを耐えれば、そしてうまく知恵を出せば、つながるんだということを国民にメッセージを出してほしい。

それが問題だとすると、やはりこの膨らんでいる団塊の世代に、その層に相当する子どもをつくっていないわけであるから、我慢してもらうことがどうしても必要になる。そのような説明も国民にわかりやすくすることが一番初めにやるべきことかと思う。  
(矢崎委員) 番号制度に関しては、社会システムの効率化には必須な条件であるということの下で資料でも述べられていると思うが、所得補足が目的のような印象を与えないことが重要ではないか。

こういう番号制度は、生活の利便性からいって国民の皆さんに極めてプラスになる。例えば医療に関して申し上げると、医療情報が集積されることによって医療が効率化される。それはどういうことかという、必要な医療を必要な人に提供することには極めて重要なシステムである。

また、今回のような大災害や新型インフルエンザのような新感染症のアウトブレイクのときなどで、やはりこのようなシステムが社会基盤としてあると、非常に適切で迅速な対応が取れるという利点の方も理解していただくようにしていただきたい。  
(与謝野議長補佐) まだ御意見があると思うが、これまで3回にわたり議論をいただき、厚生労働省案に基づく各分野別の検討を網羅したので、社会保障財源の確保と税制抜本改革に関する議論に移りたい。

ここで、整理する意味で、改めて今回の社会保障・税一体改革の出発点について確認したい。社会保障財源の確保と税制抜本改革については、昨年末の閣議決定を始め、党調査会の中間報告書、有識者検討会報告などにおいて、その考え方が示されている。これについて資料を用意したので、事務局から改めて説明させていただく。

(中村内閣官房社会保障改革担当室長) 資料3-1を用いて御説明する。

1 ページをご覧ください。昨年12月10日に政府・与党本部決定、12月14日に閣議決定された「社会保障改革の推進について」において、改革の基本的方向については民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や「社会保障改革に関する有識者検討会報告」において示されており、政府・与党においてはそれらの内容を尊重しながら進めることとされている。

2 ページにあるように、昨年12月に閣議決定された税制改正大綱においても、この旨が確認されている。

3 ページ以降にあるように、これらの報告において社会保障の財源として消費税の重要性、消費税を主たる財源として安定財源を確保すべきであるということが確認されている。

まず3ページの「税と社会保障の抜本改革調査会」の報告では、最初の○で「国民全体で広く薄く負担している」「安定した税収」という特徴を有する消費税は非常に重要

であること。また、4ページの有識者検討会報告においても、最初の○の最後の2行に、「社会保障を支える税財源としては、消費税を基本に考えていくべきである」とされている。

その根拠としては、4ページの最初の○に、「特定の世代に負担が偏らず広く薄く全世代が負担する財源であること」、「景気変動によって税収が左右されにくい安定財源であること」、「経済に対して中立的な負担であること」が挙げられている。

両方の報告書において、国民の理解と納得を得るためにも、消費税を社会保障目的税化することや区分経理を明確にする必要が指摘されている。

その際には、3ページの2つ目の○にあるように、民主党の調査会の報告では、「まずは高齢者3経費を基本としつつ、現役世代のセーフティネットの安定・強化についてどこまで対象とすることが適当か、検討を行っていく」ことが必要であるとされているし、4ページの有識者検討会の報告では、2つ目の○で、「21年度税制改正法附則104条においては、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てられること」、更に平成20年12月に閣議決定された中期プログラムにおいて「消費税収は全て国民に還元し、官の肥大化には使わない」といった考え方が示されている。

両報告書とも、こういった使途の明確化、区分経理を行った上で将来的には社会保障給付に係る公費負担全体について消費税を主たる財源として安定財源を確保するという方向性が示されている。

次に、社会保障改革と財政健全化の同時達成については、5ページに示されているように、現在の社会保障の財源の多くは将来世代の負担で賄われており、後代の負担にツケを回している状態である。このような状況をこれ以上放置しておくことはできないため、現在の世代が受ける社会保障は現在の世代で負担するというあるべき姿に回帰させることが必要であると指摘されている。5ページの有識者検討会報告の2つ目の○であるが、「社会保障強化だけが追求され財政健全化が後回しにされるならば、社会保障制度もまた遠からず機能停止すること、一方で、財政健全化の達成のために「社会保障の質が犠牲になれば、社会の活力を引き出すことはできない」。したがって、「この二つを同時達成するしか、それぞれの目標を実現する道はない」とされている。

6ページには、消費税の社会保障財源化・区分経理のイメージについて図でお示ししている。

左は現状の歳入・歳出のイメージであるが、消費税の国分は予算総則において高齢者3経費に充当することとされている。なお現状、歳入・歳出はバランスしておらず、矢印の部分はプライマリー・バランス赤字部分となる。

右の方は、消費税の社会保障財源化・区分経理のイメージである。安定財源を確保に当たってどの税を見直すか、その上げ幅をどうするかなど抜本改革案を先取りすることを念頭に置いているわけではないが、議論の材料として、民主党調査会の中間整理や有識者検討会報告に、将来的には社会保障給付に関わる公費全体について安定財源を確保していくとされていることを踏まえ、仮に社会保障給付の公費負担を法律上区分経理して、消費税収を社会保障財源化した場合のイメージをお示したものである。

これらによって、消費税収はすべて社会保障給付に用いられ、国民に還元されることが法律上、会計上明確になると考えている。

また、社会保障給付の公費負担全体を消費税収で賄うことと併せて、その他の歳出分についてその他税収の確保や歳出の削減によりプライマリー・バランス赤字を解消させることにより、全体としてプライマリー・バランスの均衡を実現することができると考えている。

7ページをご覧ください。民主党調査会の中間整理においては、消費税の充当先について、まず高齢者3経費を基本とするとされている。中央の棒グラフ、2015年度における高齢者3経費は27兆円と見込まれているので、国・地方消費税収と比べると差額は14兆円になる。他方で、財政健全化目標達成のための所要額は、下の表の2015年の欄を見ていただくと、国+地方で5.4兆円、国単独では7.4兆円となっている。

同じく民主党調査会の中間整理において将来的には社会保障全体について安定財源を確保するとされているが、右の棒グラフに示しているように、2020年度における社会保障給付費の公費負担は約48兆円であり、仮にこの額と消費税収との差を取ると33兆円程度である。他方、財政健全化目標達成のための所要額は、下の表の2020年度の欄を見ていただくと、国+地方で23.2兆円、国単独では25.8兆円となっている。

こうした規模感を踏まえつつ、社会保障給付の公費負担に見合った安定財源の確保と財政健全化の同時達成を考えていくことが必要になると考えている。

次に、8ページの社会保障改革と税制改革の関係について、税制改革を行うに当たっては、消費税だけでなく所得、消費、資産課税全般について行っていく必要性が指摘されている。

9ページの地方財源の確保については、社会保障改革を支える税制改革のためには、国とともに地方自治体の社会保障負担に対する安定財源の確保も重要な課題でなければならないとされている。そのために、安定的な税財源を確保することが必要であり、地方が地域の実情に応じて提供するサービスに関しては、独自に財源が確保できるように地方自治体の課税自主権の拡大、発揮についても検討すべきであるとされている。

10ページの社会保障と税の一体改革の実施スケジュールについては、民主党調査会の中間整理の2つ目の○であるが、「社会保障に対する国民の信頼を早急に回復する必要があること、財政状況が極めて厳しいことを踏まえれば、税と社会保障の抜本改革は一刻の猶予もならない課題」であり、有識者検討会議の報告にもあるように、「政府は出来るだけ速やかに、社会保障制度と消費税を含む税制の一体的改革の具体案を作成すべきである」とされている。

11ページの平成21年度税制改正法附則104条において、「遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるもの」とされている。

(与謝野議長補佐) ここで片山委員から御発言がある。

(片山委員) 震災前に私から一度整理したことをお話ししようと思っていた。震災でそれが途絶えてしまい、その間に厚生労働省から既に案が出てきて、それには震災前に私からお話ししようと思っていたことのある程度の部分が反映されていて、評価する部分もか



なり多いという印象を持っている。

私も自治体での経験があるが、例えば医療や介護の関係で言うと、予防などにもっと力を入れるべきではないかと考える。

それから、就労支援など自立支援が必要ではないかということもかねてより考えているところであるが、そういうことは今回の厚生労働省案には取り入れられていて、そういう面を含めて評価している。

ただ、更にこれをよくするために、いくつか気になる点があるので、今日は提出した資料に基づいてお話したい。

1つは、国民の視点に立って社会保障サービス・制度の全体像を提示するべきではないかということである。3ページに表があるが、国が関与し、財源も補助金や負担金で措置している補助事業という位置付けのものと、別途、地方単独事業と整理されているものがあるが、国民から見ると、両方を特に区別することはない。もちろん国の方では、これは国が関与している、一方はそうではない、という区別があるが、国民から見ると、その区別は必ずしも重大ではない。全体としてどういうサービスが行われているのかということが大事であるので、ここで議論する社会保障サービスの全体というのは、やはり補助事業、地方単独事業に区分せず全体像を把握した上でどうあるべきかということを示すべきではないか。ともすれば国で議論するから、どうしても地方単独事業は排除した形で補助事業を中心に議論をすることになるので、その注意喚起をさせていただきたい。

2点目であるが、最後のページに社会保障サービスの給付と負担の全体像と実施体制を示しているが、年金は専ら国が実施するが、子育て、介護、医療などについては、地方自治体の実施したり関与している部分が相当大きいわけであり、その分野で、現場で自治体が様々なことをやっていて、創意工夫や改善の契機は非常に多くある。

ところが、現状は国が制度を作って、頻繁に制度改正を行っていくので、それに追いついていくのが精一杯である。ふうふう言いながら国の制度改正を追っかけて、咀嚼して合わせるということを全国中でやっている。

本来ならば、創意工夫や改善を生むように自治体の裁量の余地が考えられていれば、そこで様々なことを考えて改善や効率化、質の向上に結び付けることになるが、実態としてはなかなかそこまで手が回らなくて追いかけることに精一杯である。

そういうところから、一種のモラルハザード的なことが起きているという印象を持っている。それはどういうことかという、成果というのは、質の向上やコストパフォーマンスといったことで評価されるはずであるが、自治体では、特に担当者レベルでは、国の制度や仕組みに合わせることに全力を集中するわけである。国の制度に合わせていけば、それで責任を果たしたということにする。

本来ならば、実際に仕事をしている過程でもっと工夫をする、そして、改善をしていくということを大切にしなければいけないのであるが、それが二の次になってしまって、合わせることで自分たちの使命は終わったと感じている面が実際に多い。

そのようなこともあるので、基本的なことはきちんと決めなければいけないが、制度はできるだけ簡素化して、工夫・改善の余地がある柔軟な仕組みにする方が自治体にと

って仕事がしやすいし、結果として効率化や改善、質の向上が図られる可能性を持っていると思う。

3点目は、国民健康保険についてであるが、表現は悪いかもしれないが、ずっと今日まで小手先の改善や継ぎはぎをやってきていて、その最たるものが高齢者医療制度であるが、どこかで持続可能なものにしなければいけないとかねがね思っている。

知事をやっていたときから、今の市町村のレベルで国民健康保険という保険制度を維持していくのはなかなか難しいだろうと思っていた。特に従来と違って国保の加入者の生計の状況や経済状況、年齢構成を見ると、持続可能ではないと思う。いくら市町村がこれを営むという今の基本構造でやっても必ず限界が来る。どこかでもっと広域化する必要がある。

ただ、都道府県も、表現は悪いが、ばば抜きみたいにして押し付けられることは非常に嫌がるので、何らかの持続可能な仕組みをビルトインした上で広域化をして、現状を打開することが必要だろう。

知事をやっていたときは、知事会は総じて、国民健康保険は市町村がやることだと否定的であったが、最近いろいろと話を聞いてみると、必ずしもそのような昔の状況ではない。もっと幅の広い考え方が出てきているが、先ほど言ったように、表現は悪いが、ばばを押し付けられるのは困るよということだから、一定の要件を満たすといったことであれば、広域化について必ずしも否定的ではないと思う。

後期高齢者医療が国保の一つの部分的な解決策であろうが、これは県単位である。市町村単位では無理だということが明らかになったので、県単位でやっているのであるが、県がやらないで市町村が相変わらずやるという形にするために便宜的に広域連合という形になっている。これなどは都道府県単位にするべきだということの一つの証だろうと思うので、国保のあり方についても多少の表現は厚生労働省の案にもあるが、この際もっと深く掘り下げて、この持続可能性について議論をするべきではないか。

(与謝野議長補佐) それでは、財源について御発言のある方はお願いします。

(柳澤委員) 今の片山委員の御発言に関係して申し上げたい。社会福祉の実態についての元横浜市副市長の前田委員の発言と資料に大変感銘を受けた。彼女がおっしゃったことだが、国の制度であると仰々しく打ち出すものが、実は全部地方で始めたことを国は適当にセレクトして、国が発案したことのように言っているにすぎない。私は本当にそのとおりであると相づちを打ちたい気持ちだった。

社会保障制度のうち年金以外で実際に地方公共団体がやっていることはよくわかる。片山委員のように、弾力的にして、創意工夫、地域の実情に合った形にさせてくれということも非常によくわかるのだが、財源の面で、今度は消費税を充てるという場合に、実は摩擦が起きるということを指摘しておきたい。

消費税は全国民に一律にかかるものである。ところが、社会福祉政策の中の創意工夫をしたいところは必ずしも一律にはいなくて、当然でこぼこが起る。そうすると、財源としての適合性についてはやや問題が生ずる。そこで、平成 21 年度税制改正法の附則第 104 条を書いた際は、そこを非常に苦しんで、制度として確立されたものを消費税の対象にし、その他の担税力に余裕があれば、その他の税を何とか工夫して、今の地

域の実情によって異なるであろう社会福祉政策の財源にする、という線引きを考えると、国民としては非常に納得的な制度になるのではないかという趣旨で、そういう表現をしているので、申し上げておきたい。

(野田委員) これまで精力的に御議論いただいた成果として、社会保障の今後のあるべき姿について方向性が相当明確になってきたように思う。

それを踏まえて、今、社会保障改革担当室から財源論についてのこれまでの議論の整理をしていただいた。いよいよ社会保障改革と財政健全化の同時達成、それから社会保障の維持・強化をするための財源をどう確保するか、これらを実現するための税制の抜本改革の進め方。こういう観点からの議論をこれから一層していかなければいけない。政府税調の会長を務めているが、その税調では、5月はこの集中検討会議における社会保障についての議論のフォローアップを税調懇談会という形でやってきた。いよいよ6月からは、この集中検討会議の御議論も踏まえながら、成案を得るために、税調本体でも、今、言ったような観点で連携をしながら議論を進めたいという決意の表明をここでさせていただく。

(亀井委員) 消費税について一言申し上げたい。メディアなどでも消費税を一律何%にするかという議論がよく見られるが、例えば食料品は非課税とか、様々なやり方はあると思う。海外の付加価値税も参考にして、同じ上げるにしても、どのようにすれば国民の理解が得られるのかという観点も御議論いただきたい。

(峰崎委員) 税制についてこれから議論するというところで、私も税調の大いなる論議を本当に期待しているが、財政を考えたときに、社会保障の範囲は、年金、医療、介護、子育て支援・少子化対策以外は、どのように範囲として含めるのかということの合意は、どこかで、多分この場で、その範囲をきちんとしておかないと拡散してしまうのではないかと思う。これは問題提起である。

(清家委員) 国民にとっての負担は税と社会保険料の両方である。その意味では、社会保障の給付の重点化、要するに、あるところは効率化を行いながら、あるところでそれを抽出していくという議論と、この保険料と税で負担するというのは表裏一体の話である。その際に、年金や高齢者医療を除くところの医療のような保険原理で問題を議論し、負担と給付の関係を解決していけるところは、できるだけ社会保険制度の中で改革を行い、それ以外の部分、特に高齢者の医療や介護、あるいは子育て支援に税財源を投入していくという仕分けがまず必要である。先ほど支給開始年齢の引上げ等の話をしたのも、年金はかなり保険原理の中で問題の解決をすることができるので、そうすべきであると思う。

その上で、資料3-1の6ページの図についてであるが、残りの公費で対応しなければいけないところについては、はっきりと線が引かれたということは、消費税の目的税化と考えるということによろしいのか、確認させていただきたい。

(堀田委員) この資料を見て、非常に端的で、失礼な言い方を許していただければ、国民の意識よりかなり遅れている、論点の設定も少しずれているのではないかと感じた。投票に行くような国民は大方、もう社会保障のために増税が必要であることはわかっているし、それが消費税であることもわかっている。彼らが心配しているのは3つほどある

と思う。

1つは、比較的中流というか、ある程度お金がある人たちは消費税を増税されて、その税率がどこまで上がっていくのか見えないというのが非常に心配だろうと思う。その点はデータを示して、このようになるという説明がしっかり要るのではなかろうか。

2つ目に、比較的小金のない層は、消費税の増税は仕方がないにしても、あまりひどいことになるのは勘弁してよと思っているので、例えば食料品や公共運賃といったものについては、ある程度の配慮をすることをしっかり議論して、そのような配慮が報告書の中に示されていないといけないのではないかな。

もう1つ、やはり例のクロヨン問題の不公平というものは、例えば税金をどれだけ納めているかというのは、保育園の保育料などでわかるので、あそこであんないい生活をしていて納める税はあれだけなのかというのは、サラリーマン層は知っている。これだと、増税一切に反対となる。そういう不公平について、やはり消費税を引き上げるなら、きちんと解消する。

それから、これを諸外国のような付加価値税にして、納められた税金をためてしまうことはないようにする。消費税の課税が所得の把握にもしっかりつながり、しっかり公平を実現しますというメッセージが必要である。

(古賀委員) 私が申すまでもなく、社会保障と税の一体改革は、国民側にとっては負担とサービスとの関係にほかならない。したがって、峰崎委員が先ほど問題提起したが、この給付とサービスをどこまで捉えるのか。もっと言えば、こういう給付とサービスだったら、これだけの負担になります、しかし、こういう給付とサービスだったら、これだけの負担になります、というマトリックス的なことが、最初の議論のたたき台として要るのではないかとつくづく感じる。

(渡辺委員) 社会保障については、国民にいかにわかりやすく示すかということが肝要である。給付と負担の両面があるわけであるから、それをセットできちんと検討していくことが大変重要である。

今までも申し上げているが、機能強化だけではなく、効率化や重点化と併せて考えて、財政の影響も明らかにしながら、自助と共助と公助がどうバランスが取れているのかを検証していくことが大変重要である。さらに財政・経済との両立がきちんとできるかどうか併せて明確にしていくことが、この会議に求められている大変重要な役割ではないかと思っているので、その点も深く検討していくようお願いしたい。

(矢崎委員) 安心して持続可能な社会を構築するためには、今、抜本的に対応しなければならない最後の機会ではないか。だからこそ国民に負担を求める際には、社会保障の改革の具体的な姿をわかりやすく示していただきたい。費用の推計とか、あるいは必要な計数が、財政影響とともに最終的には提示されるようお願いしたい。

また、国民に努力を求めると同時に、政府も機能強化とか無駄削減、例えば今日までどうしても是正できなかった縦割行政の打破とか、あるいは納税者と直接対応する地方自治体が国頼りでなくて責任を持って対応するというところで、説明責任を果たすことが必要ではないか。

したがって、全世代型の社会保障という改革理念に基づけば、負担について明確にし、

借金をする場合でも必ず返済する対応策をそろえて行うなど、消費税を含めた議論を、国民を代表する政治家の方々に議論を深めていただきたい。

(大塚厚生労働副大臣) どこまでを社会保障の範囲にするかという点について、厚生労働省の今回の資料の認識だけ御報告申し上げると、医療、介護、年金、雇用の4つの社会保険制度は当然入っている。それらに加えて、子育てと福祉。この福祉に障害者等々、いくつかのものが入っている。そして周辺領域に、次世代を育てるという意味で教育や、住宅政策を視野に入れなくてはいけないということが前々回の報告のベースである。

したがって、予算編成上のいわゆる社会保障関係費という費目別のこの概念も、ひょっとすると一度御議論いただく必要があるのかもしれないと思いつつ、そういう整理で厚生労働省案は提出している。

(片山委員) 先ほど堀田委員と矢崎委員がおっしゃったことで、非常に重要であると思うのであるが、私も堀田委員が言われるように、国民は賢明であるから、社会保障のためのある程度の負担増はやむを得ないと思っている方は多いと思うが、いざ具体的にその話が政治の争点になったときは、矢崎委員が言われたように、政治や行政のあり方が必ず問われてくる。

そのため、まず「隗より始めよ」で、政治や公務員がまず痛みをという話になってきて、私も今、国家公務員の給与の引下げの話などをやっているのであるが、結局、社会保障のビジョンを示して、そのためにこれだけ消費税が要りますと言っただけでは議論は完結しないで、やはりいよいよとなったら議論は非常に拡散をして、政治・行政全般に及んでくる。そこのところはやはり、これは釈迦に説法であるけれども、共通認識として持っておかなければいけない。

それから細かい話であるが、先ほど社会保障改革担当室から資料3-1で説明があって、この9ページに「地方の財源確保」として、社会保障改革に関する有識者検討会の報告が抜粋されている。その下の方の○で、下から3行目のアンダーラインが引いてあるところで「また、地方が地域の実情に応じて住民合意の下に提供するサービスに関しては、独自に財源が確保できるように地方自治体の課税自主権の拡大・発揮についても検討されるべきである」とされており、これはそのとおりである。

地方分権や地域主権改革を進めていった場合に、現状は非常に自治体間に貧富の差があって、課税自主権を拡大すればそれでかなり賄えるという自治体も大都市を中心にしてあるが、田舎の高齢化・過疎化が進んでいるようなところは、課税自主権を拡大するとか、税源を付与するとかをしても、結果として税収は見るべきものがほとんど入ってこないという実態がある。これを理想論だけで進めると、地域差が非常にあって全く空振りに終わってしまい、確実な税源の確保に全くつながらないという面があるので、このあたりはよく共通認識をしていただいた上で、この議論を進めなければいけないと思う。

(与謝野議長補佐) 今、出た御意見の中で、いくつかの点は次回、論文を3つ用意している。第一は、一人ひとりの所得と消費税の関係。特に、逆進性があるという議論にどう答えられるのかという問題。第2は、消費税を上げると景気が悪くなる、経済に大きな影響を与えるというので、消費税と経済との関係の論文。第3は、複数税率等の消費税

の課税上の諸問題。これらは次回、発表させていただきたい。

それでは、最後に総理より御発言いただく。

(菅議長) 社会保障改革に関する集中検討会議は今日が8回目ということで、私は今日は国会への出席のため少し遅れて、皆さんの議論のすべてを聞くことはできなかったが、非常に濃密な議論をしていただいて、山で言えばだんだんと最後の頂上の一番難しいところに差しかかっているという感じがしている。

次回からはいよいよ議論を集約していくプロセスと理解していて、そこで私から各委員のお手元に、議論のベースとなる社会保障改革の柱としての「安心3本柱」、つまり安心確保のための最優先項目の検討をお願いしたいということで、ペーパーをお渡ししている。

第1は、子育て支援強化である。子育て支援のうち、特に現物サービス、子育て支援サービスに重点を置き、働きたい女性は全員働けるだけの子育て基盤の増強や「幼保一体化」の実現。この課題が第1の課題である。

第2は、厚生年金と健康保険の非正規労働者への適用拡大。正規雇用と変わらないのに、非正規雇用で社会保険の適用から排除されている人が、この間、大変増加している。これは格差問題にも関係しますし、中小企業の雇用等への影響にも配慮しながら適用拡大を図ることについて、第2の柱として御検討いただきたい。

第3は、制度の縦割りを超えた自己負担「合算上限制度」の導入。医療、介護、保育、障害制度の自己負担について、これらが重なっている方がおられるわけであるが、それを「総合算」して、そして上限を設定する制度の導入である。今も自己負担の上限があるが、医療でもその他でもかなりの負担が重なっている方がいる。そういった方については、合算して上限を設けることによって、そうした厳しい状況にある人を少なくとも平準化していくということである。医療や介護等の負担が重複している世帯の支援が必要であると思っている。また、このためには番号制度の導入が前提となることも併せて考慮していただきたい。

この3点を「安心3本柱」として、御検討いただきたい。

更に「効率化3本柱」とも言える効率化・重点化の優先課題も次回の段階で提示したい。

また来週中には集中検討会議として原案をまとめ、政府・与党社会保障改革検討本部に提出したい。

いよいよ最後のとりまとめの厳しい段階になるが、引き続きよろしくお願ひしたい。  
(与謝野議長補佐) 会議の様様については、私から記者にブリーフをする。本日の会議は以上をもって終了する。

(以 上)